7【証券所有者に関する事項】
⑴【証券の上場等に関する事項】⑳
⑵【課税上の取扱い】㉑
⑶【為替管理上の取扱い】㉒
⑷【本邦における代理人】㉓
⑸【裁判管轄等】㉔
第２【証券事務の概要】
第３【その他】㉕
第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】
第１【受託者の状況】
１【受託者の概況】㉖
２【事業の内容及び営業の概況】
３【経理の状況】㉗
４【利害関係人との取引制限】㉘
５【監督官庁の概要】㉙
６【その他】
第２【委託者の状況】㉚
１【会社の場合】
⑴【会社の概況】
⑵【事業の内容及び営業の概況】
⑶【経理の状況】
⑷【利害関係人との取引制限】
⑸【監督官庁の概要】㉙
⑹【その他】
２【会社以外の団体の場合】
⑴【団体の沿革】
⑵【団体の目的及び事業の内容】
⑶【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】
⑷【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】
⑸【監督官庁の概要】㉙
⑹【その他】
３【個人の場合】
⑴【生年月日】
⑵【本籍地】
⑶【職歴】
⑷【破産手続開始の決定の有無】
第３【その他関係法人の概況】
１【名称、資本金の額及び事業の内容】
２【関係業務の概要】
３【資本関係】
４【役員の兼職関係】
５【監督官庁の概要】㉙
６【その他】

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

ｂ　当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下ｂにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部　証券情報」に記載し、信用格付（法第２条第34項に規定する信用格付をいう。⑹ｂにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⑬ｌに準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第三部中「第２　委託者の状況」の次に「第２の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｄ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

ｅ　本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

ｆ　会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

ｇ　有価証券届出書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

⑵　代表者の役職氏名

当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に正当な権限を有する者が署名すること。）。

⑶　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下⑶において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により有価証券届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

⑷　事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

⑸　届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額

ａ　当該届出に係る募集又は売出しをしようとする外国信託受益証券（外国信託社債券）に係る当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

ｂ　「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨注記すること。

⑹　外国信託受益証券の形態等

ａ　記名・無記名の別、額面・無額面の別を記載すること。

ｂ　当該届出に係る外国信託受益証券について、発行者の依頼により、信用格付業者（法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下ｂにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。